

厚生労働省北海道労働局 発表  
令和元年 12 月 25 日(水)

担 当	厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業対策課 長 杉 本 秀 司 地方障害者雇用担当官 中 村 英 雄 電話 (011) 709-2311 (内線3684)

## 令和元年 障害者雇用状況の集計結果

(令和元年6月1日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について **ハローワーク** への報告を求めています。

厚生労働省において、全国の障害者の雇用状況の結果を発表したところですが、北海道分の令和元年6月1日現在における集計結果は以下のとおりでした。

### I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実 雇 用 率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成 機関・法人・企業の数 北海道
		北海道	全 国	北海道	全 国	
民間企業	% 2.2	% 2.27	% 2.11	% 50.4	% 48.0	企業 1,883 / 3,735
地方公共団体	% 2.5	% 2.43	% 2.43	% 75.1	% 72.5	機関 163 / 217
独立行政法人等	% 2.5	% 2.60	% 2.63	% 91.7	% 80.1	法人 11 / 12

## ◎ 集計結果のポイント

### 【民間企業（45.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.2%）

- ・集計企業数は3,735企業（対前年比0.6%、22企業増加）
- ・雇用率の算定基礎となる対象労働者数は658,720.0人（対前年比0.6%、4,095.0人増加）
- ・雇用されている障害者の数は**14,969.5人**（対前年比4.0%、582.0人増加）
- ・実雇用率は**2.27%**（対前年比0.07ポイント上昇）
- ・法定雇用率達成企業の割合は**50.4%**（対前年比2.1ポイント上昇）

### 【公的機関】（法定雇用率2.5%、一定の教育委員会2.4%）

#### ○ 2.5%の法定雇用率が適用される機関

- ・雇用率の算定基礎となる対象職員数は70,018.0人（対前年比1.7%、1,203.5人増加）
- ・雇用されている障害者の数は1,703.0人（対前年比1.8%、30人増加）
- ・実雇用率は**2.43%**（前年と同じ）
- ・法定雇用率達成機関の割合は**75.1%**（対前年比1.2ポイント上昇）となっており、**54機関が法定雇用率未達成**となっている。

#### ○ 2.4%の法定雇用率が適用される機関

- ・雇用率の算定基礎となる対象職員数は38,902.5人（対前年比3.0%、1,131人増加）
- ・雇用されている障害者の数は786.0人（対前年比2.8%、21.5人増加）
- ・実雇用率は**2.02%**（前年と同じ）
- ・法定雇用率達成機関の割合は**71.4%**（前年と同じ）となっており、**2機関が法定雇用率未達成**となっている。

### 【独立行政法人等】（法定雇用率2.5%）

- ・雇用率の算定基礎となる対象労働者数は10,387.0人（対前年比1.3%、130.0人増加）
- ・雇用されている障害者の数は270.5人（対前年比6.5%、16.5人増加）
- ・実雇用率は**2.60%**（対前年比0.12ポイント上昇）
- ・法定雇用率達成法人の割合は**91.7%**（対前年比19.0ポイント上昇）となっており、**1法人が法定雇用率未達成**となっている。

## II 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

集計企業数は3,735社で、前年より0.6%（22企業）増加した。また、雇用率の算定基礎となる対象労働者数は658,720.0人と、前年より0.6%（4,095.0人）増加した。

雇用されている障害者の数は**14,969.5人**と、前年より**4.0%（582.0人）**増加し、**過去最高**となった。

このうち、身体障害者は9,360.5人、知的障害者は3,836.5人、精神障害者は1,772.5人であった。

実雇用率は**2.27%**と、前年より**0.07ポイント**上昇し、**過去最高**となった。

法定雇用率達成企業数は、前年より4.9%（88企業）増加し、**1,883企業**となり、達成企業の割合は、前年より**2.1ポイント**上昇し、**50.4%**となった。

☞ 5ページ (1) グラフ  
☞ 6ページ (2) グラフ、表  
☞ 10ページ 4の(1)、(2)表

### ○ 企業規模別の状況

実雇用率は、1,000人以上規模の企業で2.66%と最も高く、次いで500～1000人未満の規模の企業で2.26%となっており、500人以上の規模の区分で法定雇用率以上となった。

法定雇用率達成企業の割合は、すべての規模の区分で前年と比べ増加した。

☞ 7ページ (3)、(4) グラフ  
☞ 11ページ 4の(3)表

### ○ 産業別の状況

実雇用率が法定雇用率を上回っている業種は、生活関連サービス・娯楽業(4.64%)、医療・福祉(2.61%)、運輸・郵便業(2.40%)、製造業(2.32%)、電気・ガス・熱供給・水道業(2.29%)、卸売・小売業(2.26%)となっている。

雇用されている障害者の数は、卸売・小売業(299.0人増加)、医療・福祉(100.5人増加)の業種で前年と比べ大きく増加した。

☞ 7ページ (5)、(6) グラフ  
☞ 11ページ 4の(4)表

### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）の占める割合は、70.4%となっている。

また、法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）の占める割合は62.3%となっている。

☞ 12ページ 4の(6)表

### Ⅲ 地方公共団体における在職状況

#### 1 法定雇用率 2.5%が適用される機関

2.5%の法定雇用率が適用される機関（都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記2以外の市町村の教育委員会等）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は70,018.0人と、前年より1.7%（1,203.5人）増加した。

雇用されている障害者の数は**1,703.0人**と、前年より**1.8%（30.0人）**増加した。

このうち、身体障害者は1,584.0人、知的障害者は22.0人、精神障害者は97.0人であった。実雇用率は、前年と変わらず**2.43%**であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より**1.2ポイント**上昇し、**75.1%**となり、**54機関が未達成**となっている。

☞ 13 ページ 5の(1)、(2)表

#### 2 法定雇用率 2.4%が適用される機関

2.4%の法定雇用率が適用される機関（都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は38,902.5人と、前年より3.0%（1,131.0人）増加した。

雇用されている障害者の数は**786.0人**と、前年より**2.8%（21.5人）**増加した。

このうち、身体障害者は720.0人、知的障害者は6.0人、精神障害者は60.0人であった。実雇用率は、前年と変わらず**2.02%**であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年と変わらず**71.4%**となっており、**2機関が未達成**となっている。

☞ 14 ページ 5の(3)表  
14 ページ 5の(4)表

### Ⅳ 独立行政法人等における雇用状況

2.5%の法定雇用率が適用される独立行政法人等の雇用率の算定基礎となる対象労働者数は10,387.0人と、前年より1.3%（130.0人）増加した。

雇用されている障害者の数は**270.5人**と、前年より**6.5%（16.5人）**増加した。

このうち身体障害者は210.5人、知的障害者は6.0人、精神障害者は54.0人であった。

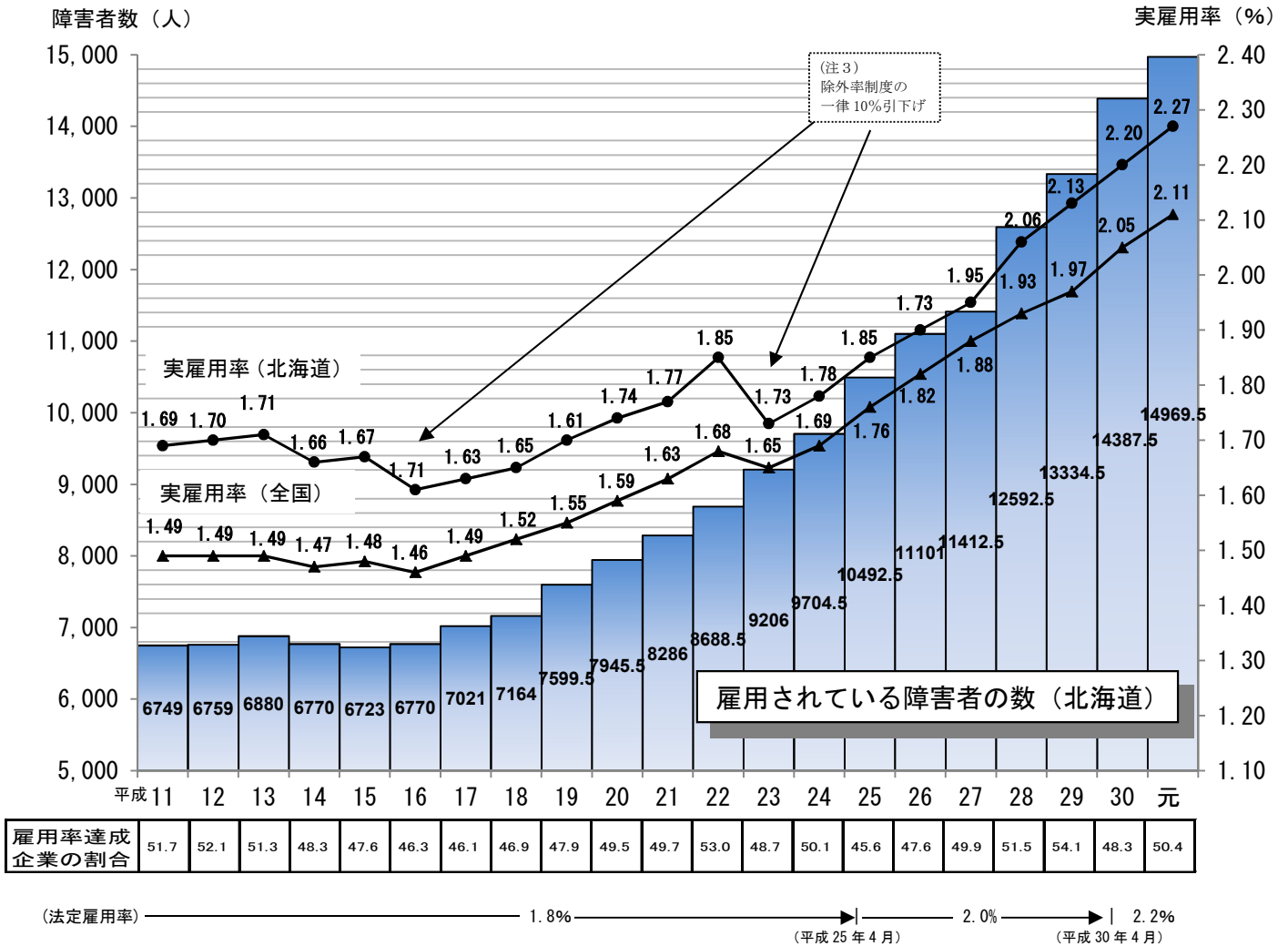
実雇用率は、前年より**0.12ポイント**上昇し、**2.60%**であった。

法定雇用率達成法人の割合は、前年より**19.0ポイント**上昇し、**91.7%**となり、**1法人が未達成**となっている。

☞ 15 ページ 6の(1)表  
16 ページ 6の(2)表

# 民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

## （１）実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



(資料出所) 厚生労働省職業安定局集計

(注 1) 雇用義務のある企業（対象労働者数 50 人以上規模の企業）についての集計である。

(注 2) 「障害者の数」とは、次の表に掲げる者の合計数である。

昭和 51 年度 ~ 昭和 62 年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
昭和 63 年度 ~ 平成 4 年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者
平成 5 年度 ~ 平成 17 年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成 18 年度 ~ 平成 22 年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウント）
平成 23 年度 ~	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント、重度以外身体障害者である短時間労働者は 0.5 カウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント、重度以外知的障害者である短時間労働者は 0.5 カウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者※（精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウント） ※ 平成 30 年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分とカウントしている。 ① 通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日以降に雇入れられた者であること ② 通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(注 3) 平成 16 年 4 月及び平成 22 年 7 月に、民間企業に設定されている除外率制度（雇用義務数を算定する際に、障害者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種に属する事業所については、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務を軽減する制度）について、すべての設定業種の除外率が一律 10% 引き下げられている。

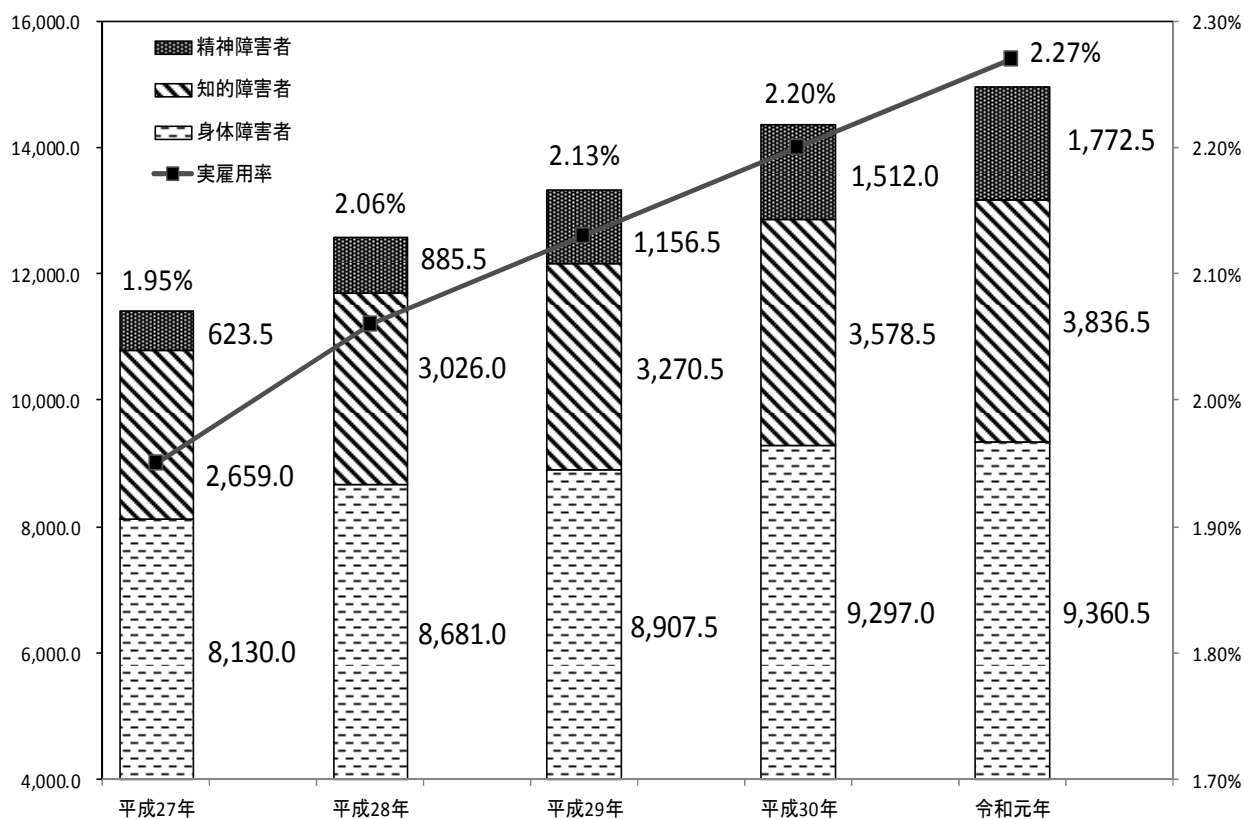
(参考例) ~ 除外率 40% が設定されていた業種で、常用労働者数 1,000 人の企業の場合

平成 22 年 6 月まで [除外率 40%] → (1,000 人 - 1,000 × 40%) × 1.8% = 10 人 (法定雇用義務数)

平成 22 年 7 月から [除外率 30%] → (1,000 人 - 1,000 × 30%) × 1.8% = 12 人 (法定雇用義務数)

## (2) 障害種別の雇用障害者数の推移

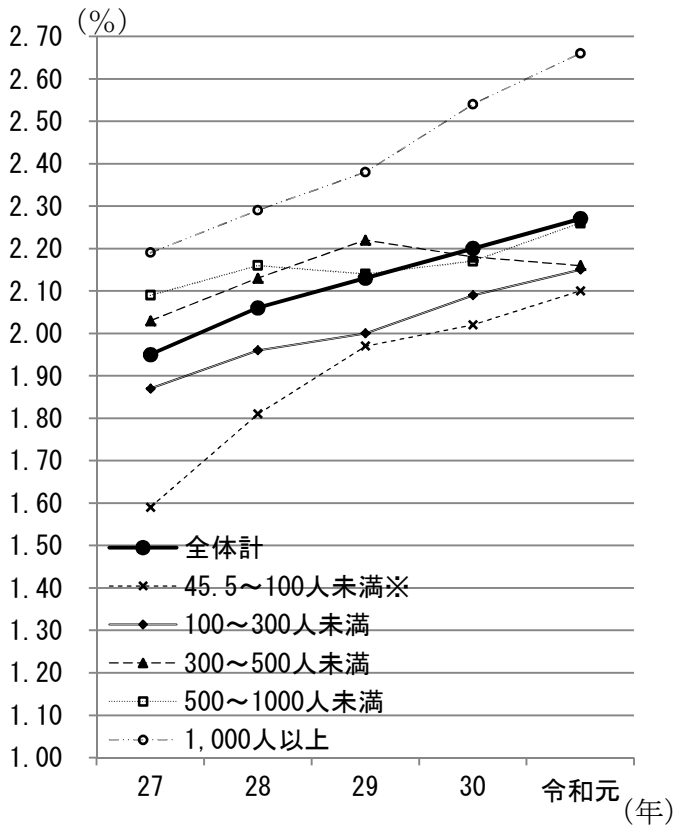
< 障害者の数 (人) >



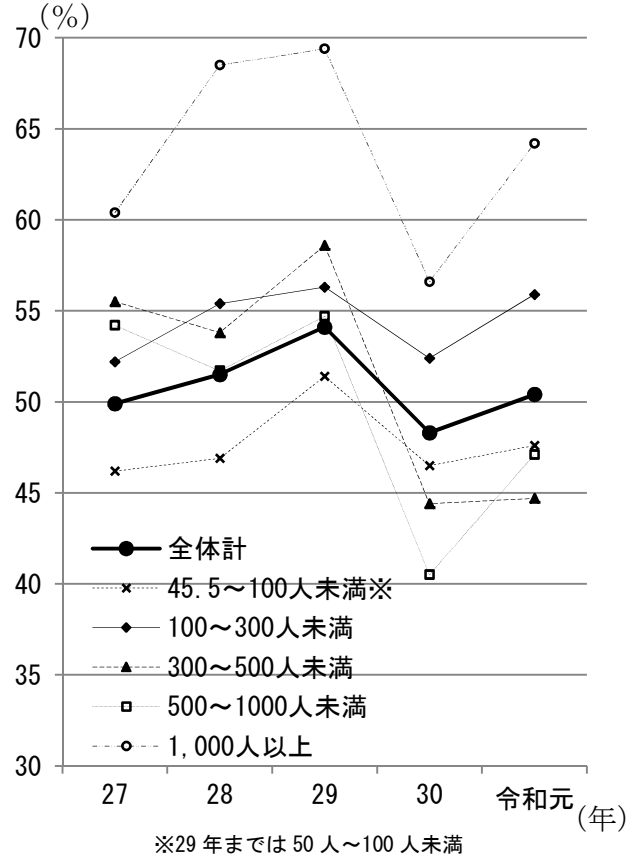
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
対象労働者数	586,690.5	610,690.5	627,189.5	654,625.0	658,720.0
障害者全数	11,412.5	12,592.5	13,334.5	14,387.5	14,969.5
身体障害者	8,130.0	8,681.0	8,907.5	9,267.0	9,360.5
知的障害者	2,659.0	3,026.0	3,270.5	3,578.5	3,836.5
精神障害者	623.5	885.5	1,156.5	1,512.0	1,772.5
雇用率	1.95%	2.06%	2.13%	2.20%	2.27%

注) (1) グラフ注釈とすべて同様

(3) 企業規模別実雇用率の推移

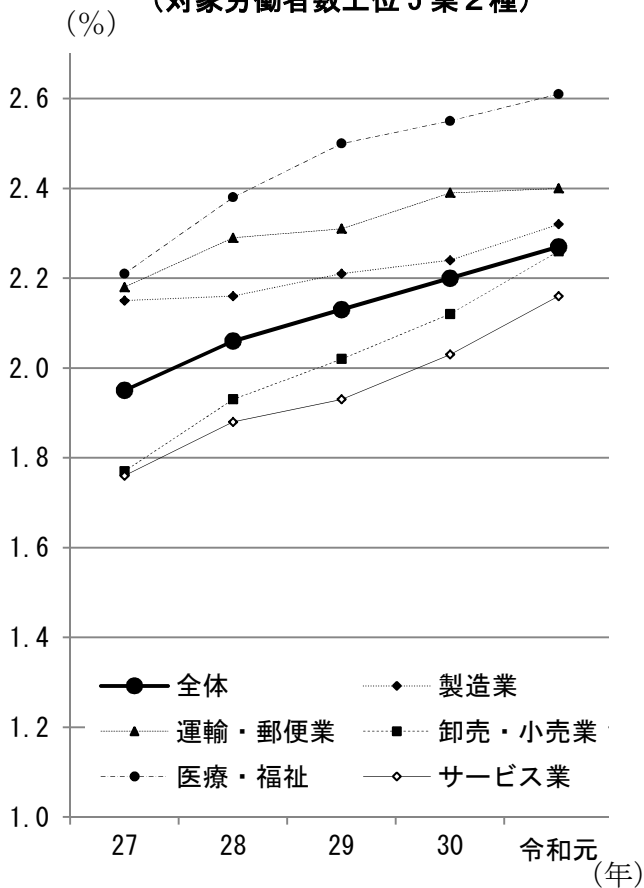


(4) 企業規模別達成企業割合の推移



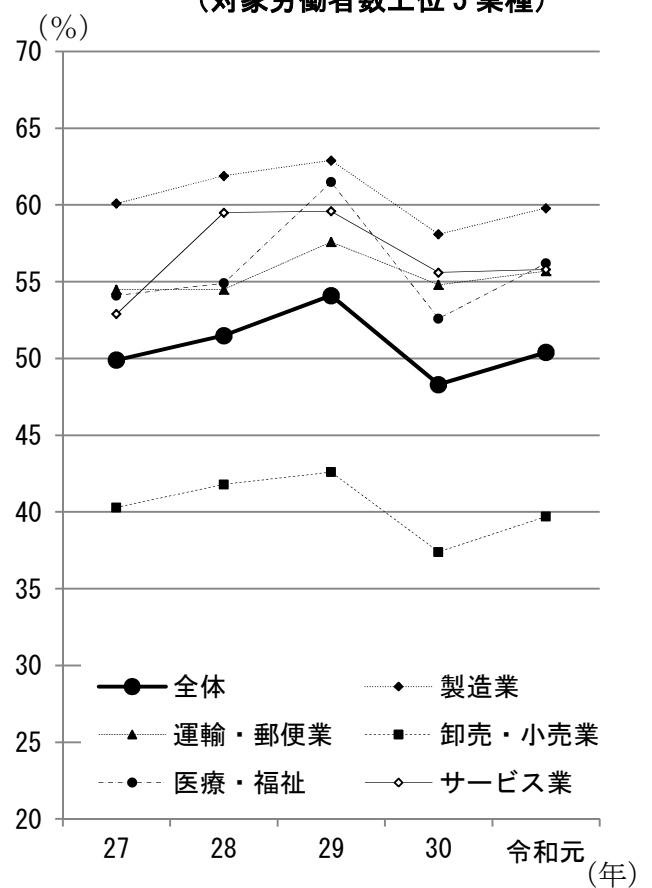
(5) 産業別実雇用率の推移

(対象労働者数上位5業2種)



(6) 産業別達成企業割合の推移

(対象労働者数上位5業種)



## < 総括表 >

### 1 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.2%】

(各年6月1日現在)

区 分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 企 業 の 数	⑥ 達成割合
		企業	人	人	%	企業	%
北海道	元年	3,735	658,720.0	14,969.5	2.27	1,883 / 3,735	50.4
	30年	3,713	654,625.0	14,387.5	2.20	1,795 / 3,713	48.3
全 国	元年	101,889	26,585,858.0	560,608.5	2.11	48,898 / 101,889	48.0
	30年	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	46,217 / 100,586	45.9

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

### 2 地方公共団体における障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

区 分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 機 関 の 数	⑥ 達成割合
		機関	人	人	%	機関	%
法定雇用率2.5%適用機関							
北海道	元年	217	70,018.0	1,703.0	2.43	163 / 217	75.1
	30年	218	68,814.5	1,673.0	2.43	161 / 218	73.9
全 国	元年	2,643	1,874,318.5	45,588.0	2.43	1,915 / 2,643	72.5
	30年	2,674	1,798,874.5	39,292.5	2.18	1,825 / 2,674	68.2
法定雇用率2.4%適用機関							
北海道	元年	7	38,902.5	786.0	2.02	5 / 7	71.4
	30年	7	37,771.5	764.5	2.02	5 / 7	71.4
全 国	元年	100	714,968.5	13,477.5	1.89	38 / 100	38.0
	30年	100	662,641.5	12,607.5	1.90	39 / 100	39.0

注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

3 法定雇用率2.5%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記注釈4以外の市町村の教育委員会等である。

4 法定雇用率2.4%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 法定雇用率2.5%適用機関の全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。



### 3 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率2.5%】

(各年6月1日現在)

区 分			① 法人数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 法人の数	⑥ 達成割合
			法人	人	人	%		%
独立行政法人等 及び 地方独立行政法人等	北海道	元年	12	10,387.0	270.5	2.60	11 / 12	91.7
		30年	11	10,257.0	254.0	2.48	8 / 11	72.7
	全 国	元年	352	440,944.0	11,612.0	2.63	282 / 352	80.1
		30年	348	432,729.0	11,010.0	2.54	240 / 348	69.0
国立大学法人等	北海道	元年	7	7,694.0	201.0	2.61	7 / 7	100.0
		30年	7	7,649.5	182.0	2.38	4 / 7	57.1
	全 国	元年	90	148,053.0	3,757.5	2.54	72 / 90	80.0
		30年	90	146,562.0	3,622.5	2.47	58 / 90	64.4
地方独立 行政法人等	北海道	元年	5	2,693.0	69.5	2.58	4 / 5	80.0
		30年	4	2,607.5	72.0	2.76	4 / 4	100.0
	全 国	元年	171	80,507.0	1,976.0	2.45	127 / 171	74.3
		30年	166	76,573.5	1,789.5	2.34	113 / 166	68.1

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

3 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当する。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人及び公立大学法人が該当する。

## < 詳細表 >

### 4 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.2%】

#### (1) 概況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 達成割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
北海道	元年	企業 3,735 人 658,720.0	人 2,686	人 491	人 8,159	人 1,895	人 14,969.5	% 2.27	企業 1,883	% 50.4
	30年	3,713 654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	1,795	48.3
全国	元年	101,889 26,585,858.0	121,377	16,845	278,430	45,159	560,608.5	2.11	48,898	48.0
	30年	100,586 26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,769.5	2.05	46,217	45.9

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇入れられた者であること  
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

#### (2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. Bのうち注4に該当する職員	D. 計 A+(B-C)×0.5+C	
北海道	元年	14,969.5	2,415	409	3,773	697	9,360.5	271	82	2,775	875	3,836.5	1,254	680	357	1,772.5
	30年	14,387.5	2,418	376	3,760	650	9,297.0	251	71	2,595	821	3,578.5	1,104	551	265	1,512.0
全国	元年	560,608.5	100,840	12,501	131,503	16,900	354,134.0	20,537	4,344	73,679	18,572	128,383.0	59,737	23,198	13,511	78,091.5
	30年	534,769.5	98,193	11,691	129,993	16,276	346,208.0	19,699	4,335	68,757	17,353	121,166.5	50,708	20,527	12,847	67,395.0

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- 4 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。  
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇入れられた者であること  
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

## (3) 企業規模別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身 体障 害者 及 び 重 度 知 的 障 害 者	B. 重度身 体障 害者 及 び 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	E. 計  A×2+B+C+D×0.5				
45.5～ 100人未満	元年	2,122	143,793.0	440	142	1,669	659	3,020.5	2.10	1,011	47.6
	30年	2,093	141,229.0	471	117	1,519	543	2,849.5	2.02	974	46.5
100～ 300人未満	元年	1,235	202,163.5	828	142	2,287	525	4,347.5	2.15	690	55.9
	30年	1,248	205,206.0	818	140	2,265	494	4,288.0	2.09	654	52.4
300～ 500人未満	元年	206	77,983.5	339	53	880	152	1,687.0	2.16	92	44.7
	30年	198	75,237.5	328	41	862	163	1,640.5	2.18	88	44.4
500～ 1,000人未満	元年	119	82,112.5	367	41	1,005	144	1,852.0	2.26	56	47.1
	30年	121	82,500.0	370	45	933	144	1,790.0	2.17	49	40.5
1,000人以上	元年	53	152,667.5	712	113	2,318	415	4,062.5	2.66	34	64.2
	30年	53	150,452.5	682	104	2,145	413	3,819.5	2.54	30	56.6
計	元年	3,735	658,720.0	2,686	491	8,159	1,895	14,969.5	2.27	1,883	50.4
	30年	3,713	654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	1,795	48.3

注) 項目については、「その4(1)」の表の注釈とすべて同様。

## (4) 産業別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身 体障 害者 及 び 重 度 知 的 障 害 者	B. 重度身 体障 害者 及 び 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害者、 知 的 障 害者 及 び 精 神 障 害者 で あ る 短 時 間 労 働 者	E. 計  A×2+B+C+D×0.5				
建設業	元年	200	19,436.5	76	4	147	5	305.5	1.57	103	51.5
	30年	189	18,828.5	78	4	134	2	295.0	1.57	88	46.6
製造業	元年	532	80,809.5	348	44	1,070	123	1,871.5	2.32	318	59.8
	30年	532	80,094.0	354	23	1,028	78	1,798.0	2.24	309	58.1
電気・ガス・ 熱供給・水道業	元年	16	13,845.5	83	1	150	1	317.5	2.29	8	50.0
	30年	15	12,894.0	77	1	134	1	289.5	2.25	9	60.0
情報通信業	元年	110	18,790.0	89	7	122	6	310.0	1.65	36	32.7
	30年	112	19,139.0	93	4	140	4	332.0	1.73	41	36.6
運輸・郵便業	元年	343	52,053.5	258	37	655	84	1,250.0	2.40	191	55.7
	30年	345	51,648.0	259	33	640	82	1,232.0	2.39	189	54.8
卸売・小売業	元年	589	160,783.5	540	122	2,188	484	3,632.0	2.26	234	39.7
	30年	580	156,877.0	490	119	1,989	490	3,333.0	2.12	217	37.4
金融・保険業	元年	61	18,622.0	81	7	131	9	304.5	1.64	19	31.1
	30年	62	18,855.0	85	3	120	9	297.5	1.58	14	22.6
不動産・ 物品賃貸業	元年	89	14,297.5	53	8	110	24	236.0	1.65	34	38.2
	30年	90	14,358.5	54	10	106	28	238.0	1.66	34	37.8
学術研究・専門・ 技術サービス業	元年	108	11,566.0	40	2	87	4	171.0	1.48	43	39.8
	30年	107	12,129.5	41	1	92	3	176.5	1.46	42	39.3
宿泊・飲食サー ビス業	元年	159	24,240.5	80	23	254	100	487.0	2.01	80	50.3
	30年	158	24,849.5	79	21	219	108	452.0	1.82	71	44.9
生活関連サー ビス・娯楽業	元年	93	14,492.5	95	18	428	72	672.0	4.64	43	46.2
	30年	96	15,057.5	111	16	413	73	687.5	4.57	43	44.8
教育・ 学習支援業	元年	75	8,974.5	29	4	68	6	133.0	1.48	35	46.7
	30年	77	9,194.5	32	6	51	4	123.0	1.34	33	42.9
医療・福祉	元年	840	140,640.5	631	149	1,868	780	3,669.0	2.61	472	56.2
	30年	833	140,074.5	630	149	1,815	689	3,568.5	2.55	438	52.6
複合 サービス業	元年	143	20,124.0	54	7	166	13	287.5	1.43	57	39.9
	30年	137	19,985.5	69	7	160	9	309.5	1.55	55	40.1
サービス業	元年	337	55,510.0	214	52	630	178	1,199	2.16	188	55.8
	30年	338	55,947.0	201	45	607	168	1,138.0	2.03	188	55.6
その他	元年	40	4,534.0	15	6	85	6	124.0	2.73	22	55.0
	30年	42	4,693.0	16	5	76	9	117.5	2.50	24	57.1
計	元年	3,735	658,720.0	2,686	491	8,159	1,895	14,969.5	2.27	1,883	50.4
	30年	3,713	654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	1,795	48.3

注) 4(1)の表の注釈とすべて同様。区分は第12改定(平成19年総務省告示第618号)日本標準産業分類において分類された業種区分による。

(5) 地域（ハローワーク）別の雇用状況

（令和元年6月1日現在）

区 分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 達成割合
			A.	B.	C.	D.	E.			
			重度身体障害者及び重度知的障害者	重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	計 A×2+B+C+D×0.5			
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
全 国	101,889	26,585,858.0	121,377	16,845	278,430	45,159	560,608.5	2.11	48,898	48.0
北海道	3,735	658,720.0	2,686	491	8,159	1,895	14,969.5	2.27	1,883	50.4
札幌圏(注2)	1,829	410,068.0	1,709	282	4,910	1,049	9,134.5	2.23	823	45.0
札幌	859	205,634.5	921	134	2,304	551	4,555.5	2.22	362	42.1
札幌東	552	113,853.0	424	83	1,386	300	2,467.0	2.17	262	47.5
札幌北	418	90,580.5	364	65	1,220	198	2,112.0	2.33	199	47.6
函館	267	34,929.5	128	20	412	90	733.0	2.10	134	50.2
旭川	257	32,574.0	140	50	450	179	869.5	2.67	146	56.8
帯広	243	35,946.0	130	23	460	83	784.5	2.18	128	52.7
北見	120	13,028.5	38	13	233	52	348.0	2.67	67	55.8
紋別	19	1,402.0	4	0	26	15	41.5	2.96	13	68.4
小樽	105	12,794.0	51	7	125	21	244.5	1.91	50	47.6
滝川	85	11,299.0	42	2	246	23	343.5	3.04	49	57.7
釧路	144	18,159.0	80	30	271	184	553.0	3.05	80	55.6
室蘭	98	16,251.5	62	17	158	33	315.5	1.94	42	42.9
岩見沢	62	7,553.0	36	7	109	29	202.5	2.68	42	67.7
稚内	38	2,986.5	12	3	26	7	56.5	1.89	18	47.4
岩内	27	3,261.5	17	2	37	2	74.0	2.27	22	81.5
留萌	26	2,961.0	9	2	30	6	53.0	1.79	11	42.3
名寄	37	4,150.5	11	2	82	11	111.5	2.69	28	75.7
浦河	29	2,560.5	5	3	59	24	84.0	3.28	22	75.9
網走	47	4,953.5	18	1	44	7	84.5	1.71	26	55.3
苫小牧	148	22,296.5	107	15	207	37	454.5	2.04	76	51.4
根室	48	4,575.5	11	4	48	6	77.0	1.68	30	62.5
千歳	106	16,970.0	76	8	226	37	404.5	2.38	76	71.7

注) 1 4(1)の表の注釈とすべて同様。  
2 「札幌圏」は、札幌、札幌東及び札幌北公共職業安定所管轄区域を集計した数値である。

(6) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

（各年6月1日現在）

区 分	①法定雇用率未達成企業数	② 不 足 数								③ 障害者の数が0人である企業数	
		0.5~1人	1.5~2人	2.5~3人	3.5~4人	4.5~8人	8.5~20人	20.5~30人	30.5人~		
45.5~	元年	1,111	1,047	64	-	-	-	-	-	-	1,036
100人未満	30年	1,119	1,052	67	-	-	-	-	-	-	1,043
100~	元年	545	218	224	79	17	7	-	-	-	114
300人未満	30年	594	247	228	82	28	9	-	-	-	137
300~	元年	114	24	26	20	25	19	-	-	-	3
500人未満	30年	110	24	32	20	19	15	-	-	-	0
500~	元年	63	11	5	16	7	22	2	-	-	0
1,000人未満	30年	72	8	16	10	14	23	1	-	-	0
1,000人以上	元年	19	3	3	5	0	5	3	-	-	0
	30年	23	3	1	6	8	2	3	-	-	0
企業規模計	元年	1,852	1,303	322	120	49	53	5	-	-	1,153
	30年	1,918	1,334	344	118	69	49	4	-	-	1,180

注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在雇用している障害者の数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 5 地方公共団体における障害者の在職状況

### (1) 法定雇用率 2.5%が適用される機関の在職状況（概況）

（各年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関 の数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				
北海道	元年	217	70,018.0	485	53	649	62	1,703.0	2.43	163	75.1
	30年	218	68,814.5	471	52	653	52	1,673.0	2.43	161	73.9
全国	元年	2,643	1,874,318.5	11,409	1,081	20,803	1,772	45,588.0	2.43	1,915	72.5
	30年	2,674	1,798,874.5	10,437	828	16,872	1,437	39,292.5	2.18	1,825	68.2

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
  - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 法定雇用率 2.5%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び後記3(3)以外の市町村の教育委員会等である。
- 6 全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

### (2) 法定雇用率 2.5%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（各年6月1日現在）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間勤務職員	C. Bのうち注5に該当する職員	D. 計 A+(B-C)×0.5+C	
北海道	元年	1,703.0	485	53	534	54	1,584.0	0	0	21	2	22.0	84	16	10	97.0
	30年	1,673.0	471	51	556	45	1,571.5	0	1	21	3	23.5	69	11	7	78.0
全国	元年	45,588.0	11,296	1,030	14,021	1,359	38,322.5	113	51	964	301	1,391.5	4,712	1,218	1,106	5,874.0
	30年	39,292.5	10,333	789	13,252	1,085	35,249.5	104	39	767	249	1,138.5	2,515	441	338	2,904.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ③D欄及び④B欄の短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 4 ③C欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務者であり、③C欄のB、D及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
  - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(3) 法定雇用率 2.4%が適用される機関の在職状況（概況）

（各年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成機 関の 数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身 体障 害者 及 び 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 身 体 障 害 者 及 び 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務 職 員	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務 職 員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				
北海道	元年	7	38,902.5	234	5	312	2	786.0	2.02	5	71.4
	30年	7	37,771.5	243	6	268	9	764.5	2.02	5	71.4
全国	元年	100	714,968.5	3,616	210	5,815	441	13,477.5	1.89	38	38.0
	30年	100	662,641.5	3,467	178	5,301	389	12,607.5	1.90	39	39.0

注) 1 5(1)の表の注釈1～3と同様。

2 法定雇用率2.4%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(4) 法定雇用率 2.4%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（各年6月1日現在）

区分	① 障害者 の 数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重 度 身 体 障 害 者	B. 重 度 身 体 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務 職 員	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務 職 員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務 職 員	C. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務 職 員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 精 神 障 害 者	B. 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務 職 員	C. B の う ち 注 5 に 該 当 す る 職 員	D. 計 A +(B-C) ×0.5+C	
北海道	元年	786.0	234	5	246	2	720.0	0	0	6	0	6.0	49	11	11	60.0
	30年	764.5	243	6	233	8	729.0	0	0	2	1	2.5	33	0	0	33.0
全国	元年	13,477.5	3,591	204	4,073	299	11,608.5	25	6	355	99	460.5	1,213	217	174	1,408.5
	30年	12,607.5	3,443	170	4,179	284	11,377.0	24	8	263	78	358.0	742	144	117	872.5

注) 5(2)の表の注釈とすべて同様。

## 6 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率2.5%】

### (1) 概況

(各年6月1日現在)

区分		① 法人 数	② 対 象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成法人 の数	⑥ 達成 割合	
				A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者	D. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者であ る短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				
独立行政法人等 及び 地方独立行政法人等	北海道	元年	法人 12	人 10,387.0	人 65	人 3	人 137	人 1	人 270.5	% 2.60	法人 11	% 91.7
		30年	11	10,257.0	59	2	133	2	254.0	2.48	8	72.7
	全 国	元年	352	440,944.0	2,849	184	5,608	244	11,612.0	2.63	282	80.1
		30年	348	432,729.0	2,705	166	5,332	204	11,010.0	2.54	240	69.0
国立大学 法人等	北海道	元年	7	7,694.0	X	X	X	X	201.0	2.61	7	100.0
		30年	7	7,649.5	X	X	X	X	182.0	2.38	4	57.1
	全 国	元年	90	148,053.0	977	28	1,758	35	3,757.5	2.54	72	80.0
		30年	90	146,562.0	936	32	1,703	31	3,622.5	2.47	58	64.4
地方独立 行政法人等	北海道	元年	5	2,593.0	X	X	X	X	69.5	2.58	4	80.0
		30年	4	2,607.5	X	X	X	X	72.0	2.76	4	100.0
	全 国	元年	171	80,507.0	472	32	978	44	1,976.0	2.45	127	74.3
		30年	166	76,573.5	427	26	894	31	1,789.5	2.34	113	68.1

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇入れられた者であること  
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当となる。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人等及び公立大学法人が該当となる。
- 6 ③欄の「障害者の数」については、数値が少数であるため「X」で秘匿している。

## (2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区 分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間勤務職員	C. Bのうち注5に該当する職員	D. 計 A +(B-C) ×0.5+C	
北海道	元年	270.5	63	3	81	1	210.5	2	0	2	0	6.0	54	0	0	54.0
	30年	254.0	58	2	85	2	204.0	1	0	3	0	5.0	45	0	0	45.0
全国	元年	3,757.5	731	24	767	24	2,265.0	246	4	398	2	895.0	569	33	24	597.5
	30年	3,622.5	713	28	803	19	2,266.5	223	4	382	3	833.5	506	21	12	522.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。  
 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。  
 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。  
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。  
 4 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。  
 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。  
 ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇入れられた者であること  
 ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## 7 公的機関の個別の障害者在職（雇用）状況

### (1) 北海道の機関の在職状況

#### 【法定雇用率2.5%が適用される機関】

(令和元年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計 (6機関)	人 14,303.5	人 356.5	% 2.49	人 4.0	
北海道知事部局	12,199.0	304.5	2.50	0.0	
北海道企業局	99.5	3.0	3.02	0.0	
北海道議会事務局	72.5	2.0	2.76	0.0	
北海道監査委員事務局	47.5	2.0	4.21	0.0	
北海道道立病院局	460.5	7.0	1.52	4.0	
北海道警察本部	1,424.5	38.0	2.67	0.0	

#### 【法定雇用率2.4%が適用される機関】

(令和元年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
北海道教育委員会	人 30,600.0	人 672.0	% 2.20	人 62.0	

- 注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。  
 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。  
 ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。  
 ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇入れられた者であること  
 ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること  
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。  
 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となる。  
 したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。



## (2) 市町村等機関の在職状況

【法定雇用率2.5%が適用される機関(市町村長部局)】

(令和元年6月1日現在)

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
合計(211機関)	55,714.5	1,346.5	2.42	112.0	
札幌市	8,284.5	208.0	2.51	0.0	
北広島市(特例)	557.5	15.0	2.69	0.0	特例認定(注3)
江別市(特例)	1,128.0	30.0	2.66	0.0	特例認定(注3)
石狩市(特例)	587.0	16.0	2.73	0.0	特例認定(注3)
当別町	175.0	6.0	3.43	0.0	
函館市(特例)	2,799.0	64.0	2.29	5.0	特例認定(注3)
北斗市	172.5	3.0	1.74	1.0	
木古内町	73.5	2.0	2.72	0.0	
知内町	54.0	1.5	2.78	0.0	
福島町(特例)	82.0	4.0	4.88	0.0	特例認定(注3)
松前町	90.0	3.0	3.33	0.0	
七飯町	128.5	4.0	3.11	0.0	
森町	315.0	8.0	2.54	0.0	
八雲町	361.0	11.0	3.05	0.0	
長万部町	113.0	4.0	3.54	0.0	
せたな町	209.0	4.0	1.91	1.0	注2①
今金町	186.0	5.0	2.69	0.0	
江差町	102.0	3.0	2.94	0.0	
上ノ国町	82.0	1.0	1.22	1.0	
厚沢部町	75.0	2.0	2.67	0.0	
乙部町	107.0	3.0	2.80	0.0	
奥尻町	122.0	3.0	2.46	0.0	
鹿部町	68.5	2.0	2.92	0.0	
旭川市	1,870.5	52.5	2.81	0.0	
富良野市	226.0	6.0	2.65	0.0	
美瑛町	177.5	4.0	2.25	0.0	
上川町	145.0	1.0	0.69	2.0	
鷹栖町	80.0	3.0	3.75	0.0	
東神楽町	104.0	4.0	3.85	0.0	
上富良野町	158.0	3.0	1.90	0.0	
中富良野町	130.0	2.0	1.54	1.0	
南富良野町	78.0	0.0	0.00	1.0	
比布町	67.0	1.0	1.49	0.0	
当麻町	92.0	2.0	2.17	0.0	
東川町	185.0	3.5	1.89	0.5	
占冠村	57.0	1.0	1.75	0.0	
愛別町	65.0	0.0	0.00	1.0	
幌加内町	56.5	2.0	3.54	0.0	
帯広市	965.0	26.5	2.75	0.0	
士幌町	243.0	8.0	3.29	0.0	
新得町	172.0	1.0	0.58	3.0	
中札内村	116.0	1.0	0.86	1.0	
浦幌町	126.0	0.0	0.00	3.0	
広尾町	136.0	3.0	2.21	0.0	
足寄町	174.0	4.0	2.30	0.0	
更別村	90.0	1.0	1.11	1.0	
音更町	225.0	5.0	2.22	0.0	
豊頃町	92.0	2.0	2.17	0.0	
清水町	127.0	3.0	2.36	0.0	
陸別町	85.0	2.0	2.35	0.0	
大樹町	260.5	4.0	1.54	2.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
池田町	214.0	5.0	2.34	0.0	
幕別町	212.0	5.0	2.36	0.0	
芽室町	205.0	6.0	2.93	0.0	
上土幌町	92.0	2.0	2.17	0.0	
本別町	142.0	4.0	2.82	0.0	
鹿追町	189.0	2.0	1.06	2.0	
北見市(特認)	1,143.5	26.0	2.27	2.0	特例認定(注3)
訓子府町	66.0	1.0	1.52	0.0	
置戸町	110.5	3.0	2.71	0.0	
遠軽町	244.5	8.0	3.27	0.0	
美幌町(特例)	381.5	8.0	2.10	1.0	特例認定(注3)
佐呂間町	115.0	3.0	2.61	0.0	
湧別町	174.0	3.0	1.72	1.0	
津別町	95.0	2.0	2.11	0.0	
紋別市	261.5	4.5	1.72	1.5	
滝上町	166.0	3.0	1.81	1.0	
興部町	174.0	7.0	4.02	0.0	
雄武町	128.0	7.0	5.47	0.0	
西興部村	50.0	0.0	0.00	1.0	
小樽市	816.5	20.5	2.51	0.0	
余市町	172.0	3.0	1.74	1.0	
古平町	76.0	1.0	1.32	0.0	
仁木町	72.0	0.0	0.00	1.0	
積丹町	64.5	1.0	1.55	0.0	
赤井川村	55.5	0.0	0.00	1.0	
滝川市	644.5	17.0	2.64	0.0	
上砂川町	95.0	3.0	3.16	0.0	
妹背牛町	67.5	0.0	0.00	1.0	
芦別市	232.5	6.0	2.58	0.0	
砂川市	235.0	6.0	2.55	0.0	
新十津川町	82.0	2.0	2.44	0.0	
沼田町	199.0	2.0	1.01	2.0	
北竜町	88.0	3.0	3.41	0.0	
深川市	433.5	12.0	2.77	0.0	
歌志内市	118.0	2.0	1.69	0.0	
奈井江町	154.0	4.5	2.92	0.0	
赤平市	323.0	5.5	1.70	2.5	
雨竜町	49.0	2.0	4.08	0.0	
秩父別町	47.0	1.0	2.13	0.0	
釧路市(特認)	2,238.0	60.5	2.70	0.0	特例認定(注3)
釧路町	170.5	5.5	3.23	0.0	
厚岸町(特認)	296.0	5.0	1.69	2.0	特例認定(注3)
白糠町	133.0	3.0	2.26	0.0	
標茶町	219.0	8.0	3.65	0.0	
浜中町	124.0	0.0	0.00	3.0	
弟子屈町	153.0	5.0	3.27	0.0	
鶴居村(特認)	106.5	2.0	1.88	0.0	特例認定(注3)
室蘭市	455.0	9.0	1.98	2.0	
登別市	365.5	9.0	2.46	0.0	
伊達市	262.0	4.0	1.53	2.0	
洞爺湖町(特例)	143.0	3.0	2.10	0.0	特例認定(注3)
壮瞥町	63.5	1.5	2.36	0.0	
豊浦町	134.5	2.0	1.49	1.0	
岩見沢市	850.0	10.0	1.18	11.0	
南幌町	163.0	4.0	2.45	0.0	
美唄市	357.0	9.0	2.52	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三笠市	205.0	1.0	0.49	4.0	
浦臼町	53.0	1.0	1.89	0.0	
月形町	112.5	3.0	2.67	0.0	
稚内市	276.0	7.0	2.54	0.0	
遠別町	82.0	2.0	2.44	0.0	
礼文町	104.0	5.0	4.81	0.0	
天塩町 (特認)	115.0	2.0	1.74	0.0	特例認定 (注3)
猿払村	117.0	4.0	3.42	0.0	
豊富町	108.5	2.0	1.84	0.0	
利尻富士町	85.0	4.0	4.71	0.0	
幌延町	88.0	3.0	3.41	0.0	
利尻町	89.0	3.0	3.37	0.0	
岩内町	171.0	6.0	3.51	0.0	
共和町	119.0	2.0	1.68	0.0	
泊村 (特例)	75.0	0.0	0.00	1.0	特例認定 (注3)
寿都町	60.0	2.0	3.33	0.0	
黒松内町 (特例)	111.5	4.0	3.59	0.0	特例認定 (注3)
島牧村	60.0	1.0	1.67	0.0	
蘭越町	120.0	6.0	5.00	0.0	
倶知安町	198.5	8.0	4.03	0.0	
京極町	95.5	3.0	3.14	0.0	
ニセコ町 (特例)	123.0	3.0	2.44	0.0	特例認定 (注3)
真狩村	65.0	2.0	3.08	0.0	
留寿都村	67.0	1.0	1.49	0.0	
喜茂別町	52.0	2.0	3.85	0.0	
神恵内村	74.0	0.0	0.00	1.0	
留萌市	191.5	4.5	2.35	0.0	
増毛町	99.0	2.0	2.02	0.0	
小平町	85.0	5.0	5.88	0.0	
苫前町	76.5	2.0	2.61	0.0	
羽幌町	143.5	5.0	3.48	0.0	
名寄市	308.0	11.0	3.57	0.0	
士別市	345.5	6.5	1.88	1.5	
美深町	82.0	0.0	0.00	2.0	
下川町	145.0	4.0	2.76	0.0	
剣淵町	123.0	1.0	0.81	2.0	
和寒町	145.5	2.5	1.72	0.5	注2②
中川町	51.0	0.0	0.00	1.0	
枝幸町	294.0	6.0	2.04	1.0	
中頓別町	114.5	4.0	3.49	0.0	
浜頓別町	108.0	2.0	1.85	0.0	
浦河町	140.0	4.0	2.86	0.0	
えりも町	128.0	4.0	3.13	0.0	
新冠町	132.0	4.0	3.03	0.0	
様似町	74.0	1.0	1.35	0.0	
新ひだか町	545.0	13.0	2.39	0.0	
網走市	301.5	10.0	3.32	0.0	
大空町	112.0	2.0	1.79	0.0	
斜里町	148.0	4.0	2.70	0.0	
清里町	107.5	2.0	1.86	0.0	
小清水町 (特例)	104.0	2.0	1.92	0.0	特例認定 (注3)
苫小牧市	1,109.5	28.0	2.52	0.0	
白老町	312.0	5.0	1.60	2.0	
厚真町	98.5	2.0	2.03	0.0	
安平町	101.0	3.0	2.97	0.0	
むかわ町	265.5	3.0	1.13	3.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
日高町	264.5	7.0	2.65	0.0	
平取町	195.5	4.0	2.05	0.0	
根室市	354.0	9.0	2.54	0.0	
別海町	379.0	9.0	2.37	0.0	
中標津町	308.0	6.0	1.95	1.0	
標津町	122.0	4.0	3.28	0.0	
羅臼町	83.0	3.0	3.61	0.0	
千歳市(特認)	896.0	25.0	2.79	0.0	特例認定(注3)
夕張市	113.0	3.0	2.65	0.0	
長沼町	153.0	6.0	3.92	0.0	
由仁町	116.0	2.0	1.72	0.0	
恵庭市	328.0	8.0	2.44	0.0	
栗山町(特例)	181.0	4.0	2.21	0.0	特例認定(注3)
札幌市交通局	311.5	8.0	2.57	0.0	
札幌市水道局	602.0	17.0	2.82	0.0	
市立札幌病院	574.0	6.5	1.13	7.5	
森町教育委員会	72.0	1.5	2.08	0.0	
市立旭川病院	359.0	9.5	2.65	0.0	
旭川市水道局	170.0	7.0	4.12	0.0	
旭川市教育委員会	400.0	13.5	3.38	0.0	
帯広市公営企業	77.5	3.0	3.87	0.0	
遠軽町教育委員会	89.0	5.0	5.62	0.0	
広域紋別病院企業団	122.0	3.0	2.46	0.0	
小樽市水道局	83.5	3.0	3.59	0.0	
小樽市立病院	363.5	10.0	2.75	0.0	
小樽市教育委員会	215.0	5.0	2.33	0.0	
赤平市教育委員会	74.5	1.0	1.34	0.0	
砂川市立病院	538.5	6.5	1.21	6.5	
市立室蘭総合病院	369.0	7.0	1.90	2.0	
室蘭市水道部	53.0	1.5	2.83	0.0	
室蘭市教育委員会	102.0	3.0	2.94	0.0	
登別市教育委員会	62.5	2.0	3.20	0.0	
伊達市教育委員会	47.0	1.0	2.13	0.0	
美唄市教育委員会	41.5	2.0	4.82	0.0	
稚内市病院事業	244.5	4.0	1.64	2.0	注2③
稚内市教育委員会	256.5	5.0	1.95	1.0	
倶知安町教育委員会	52.5	2.0	3.81	0.0	
留萌市病院事業	232.0	4.5	1.94	0.5	注2④
士別市立病院	177.5	0.0	0.00	4.0	
士別市教育委員会	94.0	2.0	2.13	0.0	
名寄市立総合病院	447.0	5.0	1.12	6.0	
枝幸町教育委員会	45.0	2.0	4.44	0.0	
新ひだか町教育委員会	67.0	5.0	7.46	0.0	
網走市教育委員会	157.0	3.0	1.91	0.0	
苫小牧市教育委員会	116.0	4.0	3.45	0.0	
根室市教育委員会	84.0	3.0	3.57	0.0	
別海町教育委員会	62.0	1.0	1.61	0.0	
恵庭市教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	

【法定雇用率2.4%が適用される機関】

(令和元年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計(6機関)	8,302.5	114.0	1.37	86.0	
札幌市教育委員会	7,644.5	97.0	1.27	86.0	
帯広市教育委員会	242.5	5.0	2.06	0.0	
士幌町教育委員会	75.0	1.0	1.33	0.0	
滝川市教育委員会	163.5	7.0	4.28	0.0	
岩見沢市教育委員会	114.0	3.0	2.63	0.0	
中標津町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	

注 1 7(1)の表の注釈1～3と同様。

2① せたな町については、11月6日時点において、障害者の数5人となり不足が解消された。

2② 和寒町については、9月24日時点において、障害者の数3人となり不足が解消された。

2③ 稚内市病院事業については、7月1日時点において、障害者の数6人となり不足が解消された。

2④ 留萌市病院事業については、8月20日時点において、障害者の数5.5人となり不足が解消された。

3 備考欄の「特例認定」とは、「当該機関」と人的関係が緊密である等の当該機関以外の「他の機関」の申請に基づき、北海道労働局長の認定を受けた場合に、他の機関に勤務する職員を当該機関に勤務するとみなすものである。

(3) 独立行政法人等の雇用状況【法定雇用率2.5%】

(令和元年6月1日現在)

法 人 名	① 対象労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計(12法人)	10,387.0	270.5	2.60	1.0	
国立大学法人 北海道大学	4,842.5	124.0	2.56	0.0	
国立大学法人 北海道教育大学	628.5	15.0	2.39	0.0	
国立大学法人 室蘭工業大学	236.0	7.0	2.97	0.0	
国立大学法人 小樽商科大学	161.0	4.0	2.48	0.0	
国立大学法人 帯広畜産大学	227.0	6.0	2.64	0.0	
国立大学法人 旭川医科大学	1,398.0	35.0	2.50	0.0	
国立大学法人 北見工業大学	201.0	10.0	4.98	0.0	
北海道公立大学法人 札幌医科大学	1,499.5	38.5	2.57	0.0	
公立大学法人 札幌市立大学	98.0	3.0	3.06	0.0	
公立大学法人 公立ほこだて未来大学	79.0	2.0	2.53	0.0	
公立大学法人 千歳科学技術大学	56.0	0.0	0.00	1.0	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構	960.5	26.0	2.71	0.0	

注) 1 ①欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

4 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である(なお、平成 30 年 3 月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)

- **一般の民間企業** …………… **2. 2%**
- **独立行政法人等** …………… **2. 5%**
- **国、地方公共団体** …………… **2. 5%**
- **都道府県等の教育委員会** …… **2. 4%**

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）については、1 人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、0.5 人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分としてカウントされる。

- ① 通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日以降に雇い入れられた者であること
- ② 通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## ◎ 障害者雇用率達成指導

### ○ 「雇入れ計画作成命令」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2 年間）の作成を命ずることとなっている。

### ○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

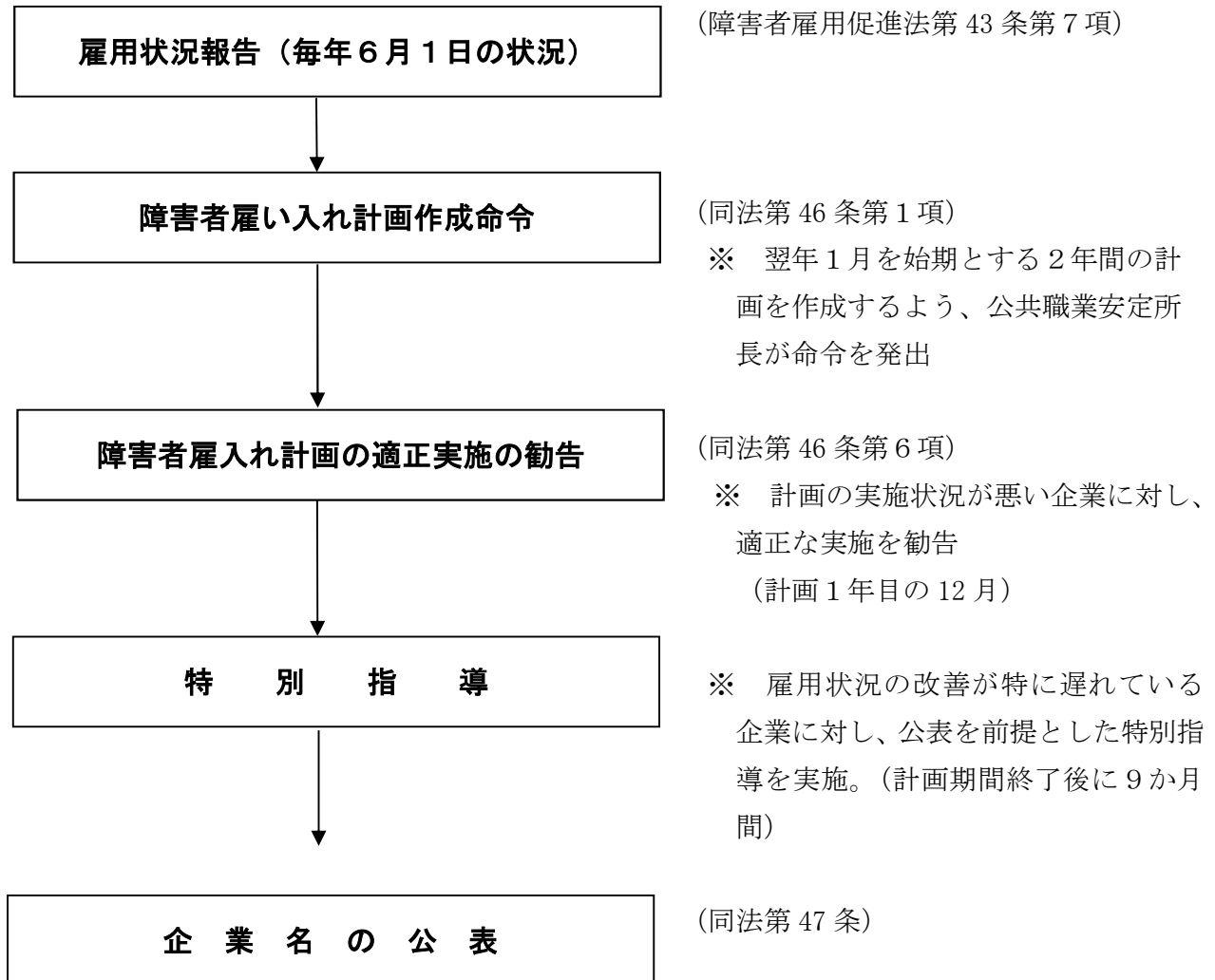
今後の雇入れ（過去 3 年間の新規労働者雇入れ数  $\geq$  不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① **実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（平成 30 年 2.05%）かつ不足数 5 人以上**
- ② **法定雇用障害者数が 3～4 人（対象労働者数 150 人以上 250 人未満規模の企業）であって、雇用障害者数が 0 人の企業**
- ③ **不足数 10 人以上の企業**

## ◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、**ハローワーク**において雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



### 【指導実績】

#### 1 平成 30 年度の実績

- \* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 430 社（うち、北海道内 10 社）
- \* 障害者雇入れ計画を実施中の企業（30 年度末現在） 190 社（うち、北海道内 12 社）
- \* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 40 社（うち、北海道内 1 社）
- \* 「公表を前提とした特別指導」の実施 26 社（うち、北海道内 0 社）

#### 2 企業名の公表実績（全国値）

18 年度 2 社、19 年度 1 社（再公表）、20 年度 4 社、21 年度 7 社（うち 1 社は再公表）  
22 年度 6 社（うち 2 社は再公表）、23 年度 3 社（うち 1 社は再公表）、24 年度 0 社、  
25 年度 0 社、26 年度 8 社、27 年度 0 社、28 年度 2 社、29 年度 0 社、  
30 年度 0 社